

平成 26 年度概算要求における主な非正規雇用関連対策の概要

関連対策要求合計額 2, 248 億円（1, 902 億円）

本ペーパーは、平成 26 年度厚生労働省概算要求事項の中から、非正規雇用の労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入防止等、非正規雇用の労働者の生活・雇用の安定、能力開発、処遇改善などに資する施策を省内横断的に抜粋し、整理したものである。

1. 希望に応じた働き方の実現

443 億円(209 億円)

(1)「多元的で安心できる働き方」の導入促進【一部新規】(一部推進枠) 37 億円(31 億円)

職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集や海外調査を行うとともに、有識者による懇談会において労働条件の明示等の雇用管理上の留意点について取りまとめ、これらの結果の速やかな周知・啓発を図る。

また、職業能力の「見える化」を促進するため、業界検定のツール策定、モデル実施等のスタートアップ支援を通じた能力評価の仕組みの整備や、ジョブ・カードの活用等を行う。

(2)フリーターなどの正規雇用化の促進【一部新規】(一部推進枠)

89 億円(20 億円)

わかものハローワーク等を充実し、非正規雇用労働者のニーズに応じた支援メニューを提供するとともに、非正規雇用労働者の個々人の特性に配慮した公共職業訓練の見直しや産学官の地域コンソーシアム（共同作業体）による多様な職業訓練コースの開発及び訓練実施、学び直しの支援、ジョブ・カードの活用等により、非正規雇用労働者の能力開発の抜本的な強化を図る。

さらに、「地域若者サポートステーション」において、引き続き相談支援、学校との連携推進、合宿形式を含む集中訓練プログラム事業を行うとともに、体験先の確保やフォローアップ等を行う「体験先コーディネーター」の配置等により、未就職期間が長引き孤立しつつある若者等に対する支援を充実、強化する。

(3)非正規雇用労働者のキャリアアップ支援

150 億円(80 億円)

キャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、企業内における非正規雇用労働者のキャリアアップのための環境を整備し、非正規雇用労働者の雇用の安定・人材育成・処遇改善等を総合的に支援する。

また、公共職業訓練及び求職者支援訓練の場やわかものハローワーク等における支援メニューとして、ジョブ・カードの活用促進を図るとともに、ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓、学生用ジョブ・カードを活用している好事例の収集・普及等により、ジョブ・カードを取得した訓練受講者等の円滑な就職を促進する。

さらに、キャリア・コンサルタントの体系的な養成や質の向上を図るため、キャリア・コンサルタントの指導者養成等を行うとともに、キャリア・コンサルタントについての情報提供体制を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を推進する。

(4)労働者派遣制度の見直し【一部新規】

71百万円(6百万円)

登録型派遣・製造業務派遣のあり方、特定労働者派遣事業（常時雇用される労働者のみを派遣するもの）のあり方、いわゆる専門26業務に該当するか否かによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度のあり方等に関して、労働政策審議会で議論を行った上で、早期に必要な法制上の措置を講ずる。

また、派遣労働者のキャリア形成を支援するモデル的な取組を推進する。さらに、ジョブ・カードの積極的な活用方策についても開発する。

(5)パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進【一部新規】

8.3億円(7.4億円)

パートタイム労働法制の整備を行い、制度の周知を図る。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、職務分析・職務評価の導入支援等により、パートタイム労働者の雇用管理改善の取組を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇に積極的な企業の表彰制度の創設等、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の取組推進に向けた機運醸成を図り、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等に取り組む。

(6)トライアル雇用奨励金などの改革・拡充

121億円(71億円)

トライアル雇用奨励金などの雇入れ助成金について、ハローワークの紹介に加え、民間人材ビジネスや出身大学等の紹介により雇い入れる事業者にも支給する。

また、トライアル雇用奨励金について、従来主な対象とされていたニート・フリーターに加えて、学卒未就職者、育児等でキャリアに空白期間がある人など、トライアル雇用を受けなければ正社員就職が難しいと認められる者にも対象を拡大する。

(7)民間人材ビジネスの更なる活用【新規】(一部推進枠)

36億円

学卒未就職者等に対する「紹介予定派遣」を活用した正社員就職支援、育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修等と職業紹介の一体的実施、フリーターなど

に対するキャリアカウンセリングやジョブ・カードの交付等について、民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援を行う。

また、優良な職業紹介事業者や労働者派遣事業者の認定を推進することにより健全な事業者の育成を推進する。

2. 人材育成・能力開発の支援

1, 287億円(1, 297億円)

(1) 若者等の学び直しの支援【新規】

10億円

非正規雇用労働者である若者等が的確にキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度の見直しを実施するとともに、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主に対してキャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金による支援を創設する。

また、「地域若者サポートステーション」(サポステ) による支援を受けて就職した者に対し、学び直しプログラムに誘導するなどのステップアップ支援を行う事業(「サポステ卒業者ステップアップ事業(仮称)」)を実施する。

(2) 成長分野などで求められる人材育成の推進【一部新規】

1, 091億円(1, 183億円)

民間教育訓練機関等を活用し、情報通信、環境・エネルギー分野等の成長分野の実践的な職業訓練や求職者支援訓練の推進を図る。

また、不足している建設専門人材の確保・育成支援の推進を図る。

(3) キャリア教育等の推進【一部新規】

36億円(34億円)

文部科学省や中小企業団体等の産業界と連携・協力してキャリア教育のためのプログラムを開発し、大学等でのキャリア教育における活用を促進する。

また、在学段階から若者にもものづくり産業の魅力を発信する観点から、「ものづくりマイスター」による実演・指導等の取組を拡充する。('目指せマイスター' プロジェクト(仮称))

(4) インターネットを活用した在職者キャリア・コンサルティング体制の整備【新規】

20百万円

インターネットを通じて若者が就職後も無料でキャリア・コンサルティングを受けることができるよう、メールによる相談を行う。

(5) 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援（再掲1ページ参照）

150億円(80億円)

3. 処遇の確保・改善

211億円(122億円)

(1) 労働者派遣制度の見直し(再掲2ページ参照)

71百万円(6百万円)

(2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進(再掲2ページ参照)

8.3億円(7.4億円)

(3) 持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備【一部新規】
(一部推進枠)

49億円(32億円)

最低賃金の引上げに向け、地域や業界の意識の醸成等を図るための巡回による啓発指導等や経営・労務の専門家の派遣を行うとともに、販路拡大等による賃金の引上げを目指す中小企業団体の取組や、設備導入等の労働能率増進による賃金引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対する助成措置を拡大する。

最低賃金について幅広い周知啓発を図るとともに、的確な監督指導を行うことにより、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(4) 非正規雇用労働者の労働条件確保・改善対策費

3億円(3億円)

非正規雇用労働条件改善指導員による指導・助言等を行うことにより、非正規雇用労働者の労働条件の確保・改善を図る。また、パンフレットを作成し、非正規雇用労働者及び事業主に対して労働基準関係法令等の周知を図る。

(5) 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
(再掲1ページ参照)

150億円(80億円)

4. 若者の活躍促進

404億円(228億円)

(1) 就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート
(一部再掲1ページ参照)

215億円(158億円)

新卒応援ハローワークにおいて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化

するとともに、詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大・情報発信の強化を図る。

また、ジョブ・カードを活用し、企業実習と Off-JT を組み合わせた実践的な職業訓練を実施し、若者等の人材育成に取り組む企業への支援を強化するほか、若手社員の訓練を行う中小企業団体に対する新たな支援を実施する。

さらに、採用時に必要な社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生等を対象として、その特性に配慮した新たな職業訓練を実施する。

(2)フリーターなどの正規雇用化の促進(再掲1ページ参照) 89億円(20億円)

**(3)若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化【一部新規】
18億円(16億円)**

夜間・休日に労働基準法等に関して電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ダイヤル(仮称)」の設置や「わかものハローワーク」等への「在職者向け相談窓口」の設置等を行い、相談体制を強化する。また、厚生労働省ホームページでの、労働基準法等の基礎知識・相談窓口をまとめた「労働条件相談ポータルサイト(仮称)」の開設や大学等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。

**(4)民間人材ビジネスの更なる活用【新規】(一部推進枠)
(再掲1ページ参照) 36億円**

(5)若者等の学び直しの支援(再掲3ページ参照) 10億円

(6)キャリア教育等の推進(再掲3ページ参照) 36億円(34億円)

**(7)インターネットを活用した在職者キャリア・コンサルティング体制の整備
(再掲3ページ参照) 20百万円**

5. 重層的なセーフティネットの構築	666億円(752億円)
---------------------------	---------------------

(1)生活保護受給者等就労自立促進事業の拡充 76億円(72億円)

生活保護受給者や生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を充実・強化するとともに、生活困窮者に対する相談支援をモデル的に実施する関係機関との連携強化を図る。

(2)求職者支援制度によるセーフティネットの確保

(一部再掲3ページ参照)

591億円(680億円)

求職者支援制度について、労働政策審議会での議論を踏まえ、必要な措置を講じる。

現在、特例的に引き下げられている国庫負担率について、本来の国庫負担率1/2とすることについては、雇用保険法附則の規定に基づき検討する。

6. その他

437億円(301億円)

(1)ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】

(一部推進枠)

100億円(98億円)

ひとり親家庭への就業支援・生活支援など総合的な自立支援策を推進する。

(2)自立を促進するための経済的支援

50億円(50億円)

ひとり親家庭の自立を促進するため、技能習得などに必要な資金の貸し付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3)女性のライフステージに対応した活躍支援【一部新規】

(一部再掲2ページ参照)

149億円(95億円)

トライアル雇用制度の活用やマザーズハローワークの充実を図ることにより、育児により一定期間にわたり仕事から離れていた労働者が職場復帰への不安を解消できるよう再就職に向けた支援を行う。

(4)成長分野などでの雇用創出の推進

131億円(54億円)

製造業等の戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトへの支援を推進する。

人材不足が顕著な福祉分野(介護・医療・保育職種)の人材確保に向け、自治体等関係機関と連携し、こうした職種への就職を希望する人や人材を求める事業主に対する支援を推進する。

(5)外国人労働者問題などへの適切な対応

6.2億円(3.4億円)

① 外国人の適正な就業の促進【一部新規】

(一部再掲4ページ参照)

5.4(2.7億円)

高度の専門的な知識・技術を有する外国人材の就労促進を図るため、新卒応援ハローワーク内への留学生コーナーの新設、外国人雇用サービスセンターにおける特別な支援を要する留学生に対する支援を実施するとともに、これらの機関と大学・企業等関係機関が連携した効果的かつ一体的な就職支援の取組を推進する。

また、外国人技術者・理系留学生の日本企業への就労・定着の実態について調査分析を行い、今後の求人開拓及び職業紹介機能の向上を図る。

②外国人労働者の労働条件の確保【一部新規】

82百万円(72百万円)

外国人労働者向けの外国語によるモデル就業規則を新たに作成し、厚生労働省ホームページ等を通じた発信を行うなどにより、労働条件の確保を図る。